

令和8年度 長浜市会計年度任用職員募集案内

長浜市では、パートタイム会計年度任用職員（軽作業員）を募集しています。

募集人員 1人

勤務場所 長浜市都市建設部北部建設局北部建設課
(長浜市役所北部合同庁舎/長浜市木之本町木之本 1757 番地 2)

業務内容 長浜市が管轄する道路・河川の修繕等
・アスファルト合材を用いた道路舗装の簡易な修繕（穴埋め・陥没補修）
・道路・河川の清掃（草木の伐採・土砂撤去・ゴミ掃除等）
・コンクリートを使用した構造物の簡易な修繕
・交通安全設備（カーブミラー・ロードポール等）の設置

資格等 普通自動車の運転ができること（AT限定不可）
※年齢、性別は不問

勤務条件

任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、任期満了後に再度任用される場合があります。

勤務日 週4日勤務
勤務時間 午前9時00分から午後3時00分（うち休憩1時間） 週20時間
休日 週休3日・土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
休暇 年次有給休暇 あり ※任用開始時に付与
(付与日数は採用月等により異なります。)
特別休暇 あり ※夏季・結婚・忌引休暇等

報酬 月額 5,505円～5,792円（月末締め 翌月21日支払）
※実務経験等により異なる

期末勤勉手当 なし

通勤費 あり（通勤方法・距離により異なる 翌月支払）
※採用日が月途中になる場合、当月分は支給されません。

その他 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務に係る報酬などが支給されます

保険等 雇用保険・健康保険・厚生年金・公務災害補償

駐車場 あり

職務 地方公務員法に規定するサービスの規定が適用されます。

条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

受験資格

地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2)長浜市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

お申込方法

公共職業安定所を通じて紹介を受けていただくか、長浜市役所人事課(0749-65-6502)まで直接お申込みください。申込期限(令和8年2月27日(金)16時45分まで)

選考方法

集団面接

日 時：令和8年3月4日(水)14時00分から

場 所：長浜市役所本庁舎4階 人事課へお越しください。

持ち物：受験申込書(顔写真貼付)

公共職業安定所の紹介状(※人事課へ直接お申込みされた場合は不要)

お問い合わせ先

長浜市総務部人事課 電話 0749-65-6502(直通)